

# 時代錯誤の「部落差別」固定化法案―断固反対―

2016年11月4日（国会議員要請）全国地域人権運動総連合

TEL 03-5615-3395 FAX 03-5615-3396

## 衆院法務委員会強行採決絶対反対。参考人質疑を 「部落出身者」の選別調査と施策は許されない。

国民の間に部落問題について偏見や忌避感情を生み出したのは誰か？

**35歳愛知男性の声**：旧同和地区に住んでおり、小学生のころから友人や先生から差別を受けた記憶はありませんし、自分自身が「同和地区住民」だと意識して生活してきたこともありません。結婚するときも、相手の両親から反対もありませんでした。自分の子供たちも地域に関係なく友達と遊んでいますし、ましてや差別をする子供なんて聞いたことがありません。私たちの年代では、部落を意識して生活しているのは皆無ではないでしょうか。いまさら部落に特化した法律を作ることには理解ができません。

**71歳兵庫男性の声**：生涯かけて「部落差別の解消」のために運動を進めてきました。その過程で、1974年の八鹿高校事件をはじめ、部落解放同盟による暴力的糾弾や利権あさりと不公正・乱脈な同和行政によって、少なくない国民が部落問題について偏見や忌避感情を作り出してきました。そうした中でも、広範な国民の努力や、国民融合の私達の運動により、部落問題は社会的にほぼ解決しました。しかし、この法案は、部落解放同盟の無法や国民から理解の得られない同和行政を復活し、部落差別を永遠に残すこととなります。断固反対します。

## 自民党の友誼団体―自由同和会中央本部の見解。

以下、自由同和会中央本部 2011年―平成23年度運動方針―抜粋

<http://www.jiyuudouwakai.jp/human197.pdf>

### 4. 人権侵害の処理及び被害者の救済

したがって、同和地区の所在をあえて公開する必要はないが、部落地名総鑑を発見しても、差別の助長になると大騒ぎするのではなく、淡々と処理すればいいことで、未だに差別があることの根拠にすることは差別の現状を見誤る危険な所業といわざるを得ない。